

議 事 日 程

開議日時 令和8年3月24日(火)午前10時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 請願審査結果について（文教はぐくみ委員会）
- 第3 議第1号ないし議第15号、議第17号、議第19号、議第26号、議第27号、議第29号、議第30号、議第32号、議第36号、議第37号、議第50号ないし議第54号、議第56号及び議第232号 令和8年度京都市一般会計予算 ほか30件（予算特別委員長報告）
- 第4 議第16号、議第18号、議第20号ないし議第22号、議第226号、議第227号、議第230号及び議第231号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか8件（総務消防委員長報告）
- 第5 議第28号、議第39号ないし議第48号、議第55号、議第228号、議第242号及び議第244号 京都市障害者施策推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について ほか14件（環境福祉委員長報告）
- 第6 議第23号ないし議第25号、議第31号、議第38号、議第49号、議第238号、議第245号、議第246号、議第248号及び議第250号 京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例の制定について ほか10件（文教はぐくみ委員長報告）
- 第7 議第33号ないし議第35号、議第229号、議第237号、議第239号ないし議第241号、議第243号及び議第249号 京都市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例の制定について ほか9件（まちづくり委員長報告）
- 第8 議第57号 包括外部監査契約の締結について
- 第9 常任委員の選任
- 第10 市会運営委員の選任
- 第11 市会議第41号 配置基準をはじめ保育士等の更なる処遇改善と保育人材確保に向けた意見書の提出について
- 第12 市会議第42号 原油価格高騰の対策強化を求める意見書の提出について
- 第13 市会議第43号 イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域における紛争の平和的解決を求める意見書の提出について
- 第14 市会議第44号 医療用医薬品の患者負担の増大と高額療養費の負担上限額引上げの撤回を求める意見書の提出について
- 第15 市会議第45号 衆議院定数に関し真摯な議論を重ねることを求める意見書の提出について
- 第16 市会議第46号 イランを巡る軍事行動の即時停止と平和的解決を求める決議について

~~~~~

〔午前10時1分開議〕

**議長（下村あきら）** これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。しもと京司議員と青野仁志議員とにお願いをいたします。

~~~~~

議長（下村あきら） この場合、議長から御報告申し上げます。

市長から、損害賠償の額の決定及び市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起についての専決処分の報告、京都市国民保護計画の変更についての報告並びに京都市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についての報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、住民監査請求の要旨の通知及び令和7年12月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は市会事務局に保管してありますから、随時御覧願います。

次に、人事委員会から、議第20号、議第22号、議第37号、議第227号及び議第232号京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件、以上5件に関する意見書が提出されました。この写しは、お手元に送付いたしておきました。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

議長（下村あきら）日程に入ります。

日程第1、請願の付託及び陳情の回付を行います。

今回受理いたしました請願1件及び陳情100件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

議長（下村あきら）日程第2、請願審査結果についてを議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。玉本なるみ議員。

〔玉本なるみ議員登壇（拍手）〕

玉本なるみ議員 日本共産党京都市市会議員団は、請願第395号保育・学童保育制度の拡充の不採択に反対し、採択すべきという態度を表明していますので、私は議員団を代表し、その理由を述べ討論いたします。

請願は、子供の最善の利益が保障される保育・学童保育制度等の充実・発展を願って、9項目にわたる切実な願いの詰まったものですが、討論では幾つかの点に絞って述べます。

まず、保育の現場では、少子化が進む中定員割れが起こっており、とりわけ公定価格の一番高い0歳児クラスは育児休職が定着してきている中で、入園が少ない状況にあります。しかし、育休明けで途中入園を希望する子供のために、年度当初より保育士を確保しておかないと途中入園を受け入れることができません。今、保育現場では保育士の人材確保が一番の課題となっています。そんな中、在籍児童数ではなく定員に基づく運営給付を行う定員払い制を実施する自治体が増えています。政令市でも、広島、仙台、大阪、静岡、福岡などで実施されています。しかし、京都市は、待機児ゼロの状況で定員払い制は必要ない、定員の見直しをすればいいと、こういう答弁を繰り返しています。京都市内に住み、子育てしやすい京都市を目指すならば、保育園はなくてはならない存在です。コロナ禍以降、更に少子化の減少に歯止めが掛からない状況にあり、いかに子育てしやすい環境を作り、子育て世代を応援するかが問われています。

地域によっては、定員割れの起こっている保育園で、入園児がある年もあれば少なくなる年もあり、当然、在籍児童が減れば給付費が減り、保育園運営は厳しくなります。保育士確保も困難になります。待機児童が多いときには、定員外保育の受入れなどで対応してもらってきた保育園に対して、定員割れが起こっている現在においては、定員払い制度を導入し支援すべきです。国の保育制度改善としての運営費や配置基準の引上げを踏まえ、京都市の人件費補助制度においても、更なる配置基準や処遇改善のための予算を減らさず確保すべきです。

学童保育については、利用している児童は年々増加し、今年度4月の登録児童は1万6,811人で、100人以上の学童保育が52.3パーセント、200人以上は8か所もあります。大規模化したところでは、施設外クラスや学区を越えた場所での分室が設置されていますが、子供や職員の負担は大きく、場所の確保や指導員の確保に苦労している現状も続いています。京都市は、子供が来ない日もあるとして、登録児童数ではなく平均利用児童数で定員をカウントし、面積基準やクラス数、指導員数などを規定しています。京都市は、多いときもあるが少ないときもあるという答弁をしていますが、子供の放課後の安全な生活を保障するためには、当然多いときを想定した体制を採るべきです。児童館や学童保育を巡る状況は、対象児童が小学校6年生までに拡大され、共働き家庭も増えるなど大きく変化しています。児童館130館設置目標を達成したのは2013年であり、当然必要な児童館設置数の見直しをすべきです。

最後に、児童館・学童保育職員の労働組合との処遇改善についての団体交渉については、京都府労働委員会の命令は有効だと京都市としても認めているのですから、団体交渉を再開すべきです。しかも、京都府労働委員会の命令の不履行を理由とする損害賠償事件訴訟の京都地裁差戻し裁判においては、3月17日の京都地裁判決で京都市は敗訴しました。控訴はせず裁判結果を受け入れ、学童保育の現場の実態に耳を傾け、団体交渉に応じるべきです。市長の見識が問われます。

以上述べましたとおり、この請願は、子供たちの最善の利益を保障する保育・学童保育となるよう求めた切実な請願であり、採択すべきです。同僚議員の御賛同を求め討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら）次に、とがし豊議員に発言を許します。とがし議員。

〔とがし豊議員登壇（拍手）〕

とがし豊議員 日本共産党京都市会議員団は、請願第396号全ての子供たちに行き届いた教育の実現を求める請願の不採択に反対し、採択すべきという態度を表明しておりますので、その理由を述べます。

まず、小学校、中学校、高校の全学年における30人以下学級の早期実現についてです。現在、30日以上の不登校の児童生徒数は京都市内で3,308人と深刻な規模に達しており、もはや現在の学校環境は子供たちにとって限界を迎えています。その限界の一つが現状の学級規模です。文部科学省が12月に公表した調査でも、学級規模が大きいほど精神的健康や人間関係、学力向上に負の影響を与え、その悪影響は年々蓄積されることが指摘されています。教育委員会自身も少人数教育の効果を認めており、本市会においても2020年10月27日に義務教育における30人学級の推進を求める意見書が全会一致で可決されています。

30人以下学級が実現すれば、どんな風景が広がるでしょうか。例えば、35人の学年は学級が二つに分割され18人程度のクラスに、70人の学年は現状2クラス・35人学級から3クラス・23人学級の編制に改善されます。93人の学年は3クラス・31人学級から4クラス・23人学級の編制へと改善されます。コロナ禍の分散登校時のような、教員と子供がゆとりを持って向き合える環境が作れます。費用面でも、少子化の影響もあり全学年なら50億円で可能であり、小学校低学年のみであれば1学年3億円から4億円程度で実施可能です。かつて40人学級時代に、国待ちにならず独自で35人学級を断行した京都市の気概を今こそ発揮し、新潟市のような32人学級といった柔軟な工夫も含め、まずは低学年からでも踏み出すべきです。

次に、全員制中学校給食の自校・親子方式での実施についてです。小学校や小中一貫校で実績のある学校調理方式による豊かな食育を全ての中学生に等しく保障すべきです。京都市は敷地の制約を理由に挙げますが、1980年と比較して小学生は13万4,000人から6万1,000人へ、中学生は5万8,000人から3万4,000人へと、児童生徒数は合計で約9万7,000人も減少しています。工夫をすれば、親子方式を含め、既存の学校施設内に調理スペースを確保する余地は十分にあるはずです。開発資本の利益のためには市長権限で規制を緩和する一方で、食育という公益目的のための都市計画変更や特例措置を認めないのは極めて不自然な姿勢です。子供たちに最善の食育環境を整える本請願の主張は、全くそのとおりです。

次に、学校施設における空調整備及びトイレの洋式化についてです。これは京都市としても努力しているところではありますが、空調の整備やトイレの洋式化については道半ばであり、本請願を採択し、市会の意志として示すことに意義があるのではないのでしょうか。

最後に、教育の無償化についてです。高校においては、授業料のみならずタブレット端末も含めた保護者世帯の負担の軽減、とりわけ義務教育である小中学校における副教材費なども含めた本人・保護者の負担をなくしていく、より一層の努力が要るのではないのでしょうか。

以上、御説明いたしましたとおり、これらの請願項目は一つ一つ切実な課題であり、早急な改善が求められています。この請願に御賛同いただきますことを心から呼び掛けて討論とします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本件は、文教はぐくみ委員会報告書のとおり、2件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本件は、文教はぐくみ委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第3、議第1号ないし議第15号、議第17号、議第19号、議第26号、議第27号、議第29号、議第30号、議第32号、議第36号、議第37号、議第50号ないし議第54号、議第56号及び議第232号令和8年度京都市一般会計予算、ほか30件、以上31件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、森田守議員。

〔森田予算特別委員長登壇（拍手）〕

**予算特別委員長（森田守）** 本委員会に付託されました議第1号令和8年度京都市一般会計予算ほか30件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月26日の本会議で付託を受け、27日から3月6日まで各分科会において各局ごとに質疑を続け、12日及び13日には市長、副市長に対する総括質疑を行った次第であります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、令和8年度予算全般に関しまして、委員から、将来を見据えた投資を行う一方で、それが将来的なコスト削減につながるのかという点も考えていかなければならない。行政システムやイントラネットの経費について、過去に比べて令和8年度の予算額は膨らんでいる。京都市として二度と財政危機を繰り返さないという決意の下、先行投資は、投資の成果、具体的な市民の利便性向上や負担軽減への寄与まで見据えて判断が必要と考えるが、いかがか。

予算の重点項目の一つに京都学藝衆構想の推進が挙げられているが、それと同様に機能を強化しながら着実に推進していただきたいのが、地域コミュニティHub、いわゆる区Hubである。令和9年度に向けて、本市全体として京都学藝衆構想を推進する仕組みを整えていく中で、区Hubをどのように位置付けているのか。本庁が考えた事業を区Hubに実施させるような上意下達の実行ではうまくいかない。むしろ、地域特性に応じた区Hub独自の様々な取組から本庁が学び、全市展開すべき取組を吸い上げて施策化していくようなボトムアップ型の仕組みを構築すべきと考えるが、いかがかとの質疑や御意見がありました。

これらに対し、理事者から、様々なシステムを構築するに当たっては、その発展性や将来的な便益を市民に説明していかなければならない。また、様々な設備の改修や新しい公園づくりといったこともできるだけやっていきたいと思うが、これらは財政の健全性が保たれることが前提である。国と異なり通貨発行権を持たない地方自治体である。起債の目安をおおむね450億円としているが、様々な設備投資案件が重なる年度も出てくると思う。単年度でその目安を上回れば駄目というわけではないが、市全体の財政をどのように運営していくのか、市会へもしっかりと説明し、慎重な審議を仰ぐ中で取捨選択を行っていく。場合によっては時期をずらしながら、一定の枠内で収めていく形で油断なく取組を進めていく必要がある。新京都戦略の「つなぐ」、「ひらく」、「きわめる」、この三つの役割がまちづくりで非常に大事であるが、その中でも区Hubは「つなぐ」という役割が大事である。特に市民と行政、あるいは市民相互の関係、コミュニティのつながりをどう確保していくのか。それを区役所の職員が市民と直接交わって様々なお声を聴きながら、どのような交流プログラムを作ればよいのか、どうすれば居場所と出番のある社会を作っていけるのかを考える。そのアイデアを市Hubがしっかり受け止め、行政としてどう市民に寄り添っていくべきか、区役所と本庁が垣根を低くして議論する。区Hubの交流事業の実施に当たっては、上意下達でなく、むしろ区長をはじめとして区役所の職員が地域の人たちの所に出掛けていき、交流の場としてこの地域でどんなことをやっていきたいか伺い、アイデアを出してもらおう。それこそがこの令和8年度において一番大切にしなければいけないことだと思っているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、地方自治体の財政において、人口減少傾向を脱していくことが、どのような国の政策判断の下でも安定した自治体運営を確保していくことにつながる。今回の予算を見ると、投資的経費に対する一般財源の投入や市債発行額を引き上げている。事業の必要性や見直すべき点についての精査が必要であり、高さ規制の緩和や企業立地促進といった開発優先の姿勢が散見されることも重大である。自治体運営のかじを開発や投資に傾けるのではなく、ソフト面の学校給食費の無償化や18歳までの子ども医療費の助成など、子育て支援をダイレクトに引き上げていく。そして、率先して社会保険料負担を引き下げる立場から国保料を下げる。住民福祉の増進を図ることで結果として人口減少を食い止める。これこそが自治体運営における本質的な好循環の有り様であり、歩むべき王道ではないかとの御意見がありました。

次に、主要施策分野ごとに申し上げます。

まず、市政の総合的な推進については、新京都戦略改定案に掲げる市民生活第一の徹底に向けた今後の取組、新京都戦略改定案のポイント及び令和8年度予算の内容を全ての市民に自分事として理解していただけるよう取り組む考え、京都基本構想の周知については予算規模の妥当性や効果について再検討すべきとの指摘、バス運賃の市民優先価格の導入に係る市民以外の多頻度利用者への配慮などを全庁横断的に議論・検討する必要性、外国籍市民との相互理解と相互尊重を進め差別のない社会を実現するためヘイトスピーチ規制条例の制定や市長によるガバメントスピーチを行う必要性、インターナショナルスクールを本市に受け入れるに当たり本市が主体となって府と連携し制度設計を行うことを検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市民生活の向上、文化・スポーツ振興については、\*\*\* in Residence（アスタリスク・イン・レジデンス）事業に市営住宅を活用する考え、区Hubと重層的支援体制を連動させ孤立の早

期発見や速やかな伴走支援につなげる必要性、取得が任意のマイナンバーカードと各種施策とをひも付けることは市民の分断を招き行政の負担も増えることからやめるべきとの指摘、西京極総合運動公園の整備に当たっては関係局とも連携して駅からのアプローチを含む周辺環境の一体的な整備を進める必要性、二条城や動物園などの公共施設において市民優先価格を導入することに対する認識、観光課題を抱える行政区に裁量予算を重点配分する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、商工振興、観光振興、農林振興については、本市が支援したスタートアップ企業の市内定着率等の把握状況及び市民が事業効果を実感できるよう評価指標を設定する必要性、中小企業へのAI・ロボティクスの導入支援に当たりデジタル人材の育成にも一体的に取り組む必要性、京都分析・計測プラットフォーム事業を契機として産業技術研究所の利用拡大及び自主財源の確保に取り組む必要性、関係機関との連携の下、発達障害のある方が特性をいかして活躍できる就労環境の整備に取り組む必要性、奨学金返済支援制度の更なる活用促進に向けて経済団体や大学等と連携した周知に取り組むとともに制度を導入する企業へのサポート体制を構築する必要性、第一市場の再整備費が当初の計画から大幅に増額となった詳細な要因を説明すべきとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

次に、地球環境保全対策、ごみ処理については、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて全庁挙げた取組を環境政策局から他局へ働き掛ける必要性、脱炭素先行地域創出事業の交付金を最大限活用し効果的に取り組むとともに地域の豊かさにつなげていく必要性、財政的支援を国や府に求めるとともに環境学習が市民の行動変容にもたらす効果を指標として把握し評価する必要性、生物多様性に取り組む事業者が市場において評価される仕組みの構築など産業支援に生物多様性の視点を取り入れる必要性、ごみ収集運搬業務委託契約において賃金の急激な変動に対応するスライド条項の導入を検討する必要性、次期クリーンセンター整備事業を進めるに当たって地元住民の不安を解消し前向きに受け止められるものとしていく必要性、市民生活の停滞を防ぐため長期間稼働に向けた北部クリーンセンターの整備を行うとともにごみの処理及び収集に工夫して取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、福祉・保健医療の取組については、補聴器の利用実態及び利用者の状況に応じた柔軟な助成制度となるよう検討する必要性、既存の福祉制度の対象外となる方の心情にも寄り添う市独自の施策に取り組む考え、民泊に対する抜本的な規制強化に取り組む必要性、不適格な民泊事業者の減少に向け現行制度下での最大限の取組を行うとともに、国のガイドライン等の改正を求めて本市における課題をデータ化して蓄積する必要性、包括的相談窓口において関係機関への橋渡しにとどまらないヤングケアラーに寄り添った支援を行う必要性、国民健康保険料の引上げが物価高騰に苦しむ市民生活に更に打撃を与えかねないとの懸念などについて質疑や御意見がありました。

次に、子ども若者育成支援の取組については、民間保育園等に対する人件費等補助金の更なる拡充及び中規模の施設整備に対する支援の必要性、国の給付費の増額に伴い生み出された財政的余力で更に踏み込んだ保育士の処遇改善に取り組むべきとの指摘、児童館・学童保育の環境や職員の処遇を改善するとともに保護者負担軽減に向け利用料を引き下げる必要性、ケアラーに関する包括的な相談窓口を所管する保健福祉局と連携してヤングケアラーの思いを受け止める相談体制を構築する必要性、よりきめ細かな相談対応に向けて3か所目の児童相談所を設置する必要性、子供の性被害防止に係る個人情報の取扱いにおける施設の事務負担増への対応策を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、都市計画の取組については、京都駅前の再整備に伴う高さ規制の緩和により京都らしい景観を損なうことで特徴がないまちへと変貌することへの危惧、高さ規制だけでなく市内の交通結節点の方向性や2050年温室効果ガス排出量実質ゼロなど京都ならではの論点も含めて京都駅前の再整備を検討すべきとの指摘、広告景観の維持に当たっては予防的対策から一步進めて市民や事業者が主体的に新しい京都の景観を作っていくという意識を醸成する必要性、バス運賃の市民優先価格の実施に当たり民間バス事業者の経営に及ぼす影響も踏まえ本市から適切な支援を検討する必要性、自動運転バスの実証実験において安全性をしっかりと確保したうえで市民理解を醸成するとともに国の補助金獲得に向けて取り組む決意、京都安心すまい応援金の事業目標を達成した後は更なる定住につながる政策へと事業を転換していく必要性、都市計画手法による宿泊施設の立地規制や住宅宿泊事業の学校等周辺でのゼロ日規制の検討を進めるとともに宿泊施設の総量規制も検討すべきとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

次に、都市建設の取組については、道路の維持管理における予防保全型インフラメンテナンスへの転換に

向けた考え方、DXの推進を踏まえた土木みどり事務所の職員体制の考え方、巨額の財政負担となる大型道路整備より既存道路の維持管理や土木みどり事務所の体制強化を優先する必要性、次期みどりの基本計画に基づき京都ならではの質の高い緑空間の実現に向けて取り組む決意、洛西“SAIKO”プロジェクトの公園の魅力向上の取組に伴う利用者の増加や関係人口等の変化の調査状況、（仮称）山科駅前遊びと学びの拠点複合施設の準備期間の短縮を含めて活用開始時期を前倒しできるよう努力する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、消防・救急については、京都府全域の消防力維持に向けた府及び府内自治体による費用負担の在り方の検討の必要性、消防指令センターの共同運用に伴う課題や懸念を踏まえ広域化ではなく基礎自治体単位での消防体制の充実及び体制構築の方針を堅持すべきとの指摘、地域において救命講習の受講環境を整備し住民の相互連携の強化及び自主防災意識の向上につなげレジリエントなまちを創出する考え、消防団における実効性のある訓練メニュー及び研修等の機会を充実する必要性、各世代の思いが集約された全消防団員を対象としたアンケートの結果を踏まえて消防団の更なる充実強化を図る必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、教育の取組については、スクール・コミュニティという表現に込めた思い、本市独自任用ALT増員の狙い及び英語教育の充実のための取組指針策定に向けた考え方、いじめ発覚の初期段階からスクールロイヤーの法的助言を受けて対応する考え、不登校の高校生に対して高校以外の学びの場を設置するとともに家族や友人などの周囲へのケアも充実する必要性、小学校給食の無償化に当たっては国の交付金を活用し非喫食者を含む全ての児童生徒に食を保障する必要性、多くの市民に利用してもらえるよう他局や区役所と連携し今後の図書館の在り方を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、交通事業については、観光客の運賃引上げを行う今回の市民優先価格の導入は観光客に対し公共交通を利用するよう誘導してきたこれまでの本市施策との整合性が取れていないとの指摘、市民優先価格の実現に当たっては市民と市民以外の分断を招かないよう一般会計からの繰入金により実施し市民以外の運賃を据え置く必要性、市バス事業への市税の投入額が少ないにもかかわらず市民を優先し市民以外から倍額の運賃を徴収することに対する疑問、市バスの調整区間における市民優先価格の適用に向けて関係局と連携し民間バス事業者と調整する必要性、四条駅の大規模リニューアルに向けた基本構想の策定に当たってはデジタルサイネージの活用や店舗の充実など更なる魅力向上策を検討する必要性、次期経営計画に市民の足を守るとの方針を明記する必要性、一交通事業者にとどまるのではなく攻めの視点で交通局がまちづくりをリードしていく決意、今後の市民優先価格や前乗り後降り方式の導入等を踏まえた将来を見据えた経営計画を策定する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、上下水道事業については、近隣自治体や関係団体等との連携の下、琵琶湖の水質調査を実施し得られたデータに基づく効果的な薬品投入により薬品費の削減を図る必要性、水道料金等の督促コストの削減に向けて納付書払いから口座振替やクレジットカード払いへの移行を促すなど大胆な施策に取り組む必要性、ベテラン職員の知見をマニュアル化し局内で共有する仕組みを構築するとともに外部委託に依存せず事業の根幹となるコア技術を蓄積・継承していく必要性、担い手不足や技術継承の課題等も踏まえて直営を堅持しつつ効果的な官民連携を進める必要性、ウォーターPPP及びコンセッション方式の導入に係る検討状況並びに公営を堅持すべきとの考え、次期ビジョン策定に向けた持続可能な事業運営への決意などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、昨日に委員会を開会いたしましたところ、共産党議員団から、令和8年度予算案について予算の組替えの動議が提出されました。そこで、動議について表決を採りましたところ、少数で否決されました。その後、各会派等で検討された結果を御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団及び無所属の天方委員、きくち委員、小島委員、繁委員、菅谷委員、平田委員は、いずれも原案に賛成する。そのうえで、維新・京都・国民議員団は、議第1号及び14号に1個の付帯決議を付す。無所属の小島委員は、議第1号及び14号に1個の付帯決議を付す。共産党議員団は、議第1号、3号から6号、12号から14号、17号、19号、26号、27号、30号、32号、36号、37号、51号から54号及び56号に反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成する。無所属の井崎委員は、議第1号及び30号に反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第1号、3号から6号、12号から14号、17号、19号、26号、27号、30号、32号、36号、37号、51号から54号及び56号については多数をもって、残余の議案10件については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

引き続きまして、付帯決議の調整を行いました結果、会派及び委員の意見として、議第1号及び14号にそれぞれ1個の意見を委員長報告の中で申し述べることに決定した次第であります。

以下、これらについて申し上げます。

#### 議第1号及び14号に対する維新・京都・国民議員団の意見

市バスの市民優先価格については、市内で働き学ぶ人々や買物・通院など生活に密接に関わる目的で来訪する人々等、本市と継続的な関係を有するいわゆる関係人口と言われる人々にも配慮ができているのか、市民の観光に対する不満や懸念に応えられる手法であるのか等、十分な整理と検証が必要と考える。

よって、導入に当たっては、対象者の考え方や負担を求める理由及び金額・手法の適切性を含めた詳細な設計について、更なる慎重かつ具体的な議論を行うとともに、市会に対する詳細な説明を尽くし、制度に対する理解が十分に得られるまでこれを行わないこと。

#### 議第1号及び14号に対する無所属の小島委員の意見

市バス等の市民優先価格については、市民の運賃値下げという明確な効果はある一方で、システムや手続の詳細や、市民ではないが頻繁に市バス等を利用いただく周辺住民への配慮、民間バスへの補助について等、判明していない点が多く、またパブリックコメント等も実施していないため、現時点では制度に対して公平な判断がし難い。

今後、システム改修を行ううえでは、敬老乗車証等のほかのサービスとの汎用性を担保するとともに、市民や議会への説明や意見収集を重ね、慎重に進めること。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** 森田ゆみ子議員。

〔森田ゆみ子議員登壇（拍手）〕

**森田ゆみ子議員** 日本共産党京都市会議員団は、2026年度一般会計予算ほか市長が提案している予算案について、予算の組替えの動議を提出します。

2026年度の予算は、京都基本構想を踏まえ改定する新京都戦略を具現化する予算です。宿泊税の税率見直しにより73億円の増収、市税収入は過去最高を更新する202億円増収の見込みです。市の方針では、財政状況は着実に改善してきているが、引き続き緊張感を持った財政運営を行うとし、公債償還基金へ過去負債の返済は計画どおり10億円を計上して、今後の補正予算と合わせて年35億円を予定しています。

前進面としては、「まちの匠・ぷらす」の延長、就労・奨学金返済一体型支援事業の上乗せ、民間保育園への障害児保育加算の改善や1歳児に対する保育士加配が予算化されています。加齢性難聴者の補聴器購入助成制度は、市民の切実な要望運動の成果です。しかし、要件が厳しく予算も少なすぎるなど今後の拡充が必要です。

問題なのは、物価高騰で苦しむ市民への行財政改革で進められた負担はそのまま、そのうえ国民健康保険料の5年連続値上げ、新京都戦略の下、市民生活第一の徹底としながらも、京都の経済を支えている中小零細の既存事業者への支援や地域経済の活性化には不十分な内容のまま、大型道路建設、首都圏・海外企業の誘致を推進する規制緩和の内容になっています。また、公務の委託化やデジタル化を理由に令和9年までに市長部局で130人の職員削減が予定されており、公共の責任が果たせなくなることは明かです。

よって、以下の趣旨に沿って予算案を組み替えるよう求めます。

第1に、市民生活第一の徹底として、全ての市民に届く物価高騰対策を行い、敬老乗車証制度改悪など行財政改革計画により後退させた福祉を元に戻すことです。国民健康保険特別会計は更に15億円の繰入れを行い、国民健康保険料の引上げをやめ、暮らしや営業を守ること。国において小学校給食無償化に当たり、アレルギーや不登校等の事情で給食を注文していない児童に対しては現金給付等の支援を行うこと。京都市負担は31億円でできる中学校給食費の無償化や18歳までの医療費の無償化を拡充し、遠距離等通学費補助制度は全額補助を可能にするため、後1,790万円を追加すること。首都圏・海外企業の呼び込みより、市内の中小業者や商店への支援を強化すること。

第2に、公共の役割を一層充実させることです。全員制中学校給食については、全国でも問題になっている大規模工場による調理方式を改め、食の安全にも関わる2時間喫食が守られる学校調理方式などの検討を行うこと。集約した職員の業務を区役所に戻し、職員削減をやめること。子供の学びを保障するために正規の教職員を増やすこと。クリーンセンターの運転監視業務やごみ収集、上下水道事業など民間委託化を見直し、直営に戻すこと。

第3に、財源確保についてです。京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業計画や堀川通地下バイパストンネル、国道1号、9号バイパス方針、北陸新幹線京都地下延伸計画など不要不急の大型事業を見直すこと。法人市民税の超過課税を他都市並みに引き上げるとともに、公債償還基金への過去負債の返済は暮らしの財源確保に見直すこと。国に対しては、自治体への財源の削減方針を見直し、市民の暮らしと中小企業を支援するよう求めます。

この方向でこそ、地域経済を活性化させ、人口減少に歯止めを掛け、京都市の魅力を向上させる好循環を作り出せると考えます。

以上、予算の組替えを求め、動議を提出します。（拍手）（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（下村あきら）**ただ今、森田ゆみ子議員から動議が提出され、動議は成立いたしております。お諮りいたします。ただ今の森田議員の動議のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）**少数であります。よって、森田議員の動議は否決されました。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。西野さち子議員。

〔西野さち子議員登壇（拍手）〕

**西野さち子議員** 日本共産党京都市会議員団は、議第1号2026年度京都市一般会計予算、議第3号国民健康保険事業特別会計予算、議第4号介護保険事業特別会計予算、議第5号京都市後期高齢者医療特別会計予算、議第19号職員定数条例一部改正、議第30号京都市国民健康保険条例の一部改正、議第56号介護保険条例の一部改正に反対の態度を表明しておりますので、その理由を述べ討論します。

2026年度予算の中には、小学校給食費の完全無償化や遠距離通学費補助の充実、学校体育館の空調整備・更新、学校トイレへの生理用品の設置拡大、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度創設、民泊・簡易宿所の規制強化など、長年の市民運動と世論が実ったものも含まれている点、第三児童福祉センター設置の検討開始を表明されたことは歓迎します。しかし、予算、新京都戦略改定版について問題がありますので、以下の3点の理由から反対討論をします。

反対する第1の理由は、新京都戦略で市民生活第一を掲げながら、市民の命と暮らしを守る立場に立った予算とは言えないからです。国民健康保険料は今年度から5年連続の値上げ有りきの予算になっています。昨年度の財源不足分67億円を解消するためと言いますが、なぜ5年間で解消しなければならないのか根拠がありません。後15億円を繰り入れれば、来年度の値上げは回避できます。財政調整基金や公債償還基金などの活用することで財源はあります。異常な物価高騰に苦しむ市民生活を支援するためにも、国民健康保険料の値上げは撤回すべきです。また、今回の国保料の値上げの中には、政府が進める全世代型社会保障改革として、子供・子育て支援分8億円が含まれています。子供・子育てを支援すると言いながら、国民健康保険や後期高齢者医療保険になぜ子供・子育て支援を転嫁しなければならないのか。子育て世代や高齢者にまで負担を押し付けるもので、認められません。また、被用者保険の適用拡大による影響については、国がそれに見合った財政支援をすべきです。

また、介護保険条例の改正で、国の給与所得控除の引上げによる影響で本来なら保険料を引き下げるべき被保険者に引下げを行わない措置が示されています。下がる保険料は下げるべきです。保険料の引下げを行った場合の必要な予算3億円は、国が責任を持って財政措置をすべきです。

そして、物価高騰対策として、市民の暮らしを応援すべき予算をデジタル地域ポイントでの給付にしてマイナンバーカードの普及促進に利用するやり方は、市民の差別化、分断につながります。制度の見直しを求めます。

反対する理由の第2は、まちづくりの問題です。京都駅北側を45メートル・60メートルへの高さ規制の緩和を行おうとしています。そして、既に大幅な規制緩和が行われた京都駅南オフィス・ラオ誘導プロジェクト「サウスベクトル」では、一部を45メートルに規制緩和をしたうえ、企業への補助金を最大3億円もの大

盤振る舞いし企業誘致を促進しています。このことは、新景観政策をほごにし、景観と住環境の破壊につながるものです。その結果、更なる地価の高騰を招き、地域住民が住みにくい、住めないまちになっています。さらに、開発中心で高さなどの規制緩和では京都のまちも住民生活も守れませんし、この開発によるエネルギー消費は地球温暖化を進めることになり、京都市の環境政策とも整合性が取れていません。また、市営住宅についても、ZEH基準を引き上げ、空き部屋の改修を進め、市民が住める市営住宅にすべきです。こと×ことなどを推し進めるのではなく、特に応募率の高い市営住宅は市民入居を優先すべきです。

観光政策については、呼び込み型ではオーバーツーリズムは解決しません。市長総括質疑でも、京都市にとって大事な産業であり、地域と調和・両立する観光を作っていくことが大事。一部の時間帯・場所によって集中・混雑が起きていることにより迷惑を被っている市民がいるのも事実と答弁されました。それならば、民泊・簡易宿所の増加で市民の悲鳴が上がり続けている現状への早急な対策をすべきです。民泊・簡易宿所の規制強化を急ぐべきです。先般、共産党市会議員団は、民泊・簡易宿所の規制強化について提案を発表しました。既に他都市では実施されている住居専用地域でのゼロ日規制や管理者常駐、密集市街地・細街路などでの立地規制、観光客の総量規制に踏み出すことを求めます。

無駄と環境破壊の北陸新幹線京都延伸計画について、市民の理解と納得が得られていない以上、市長ははっきりと中止の立場を表明すべきです。豊富な地下水への影響など五つの懸念の解決と同時に、5兆3,000億円もの無駄遣いより公共交通の不便地域解消にこそ税金は使うべきです。

反対理由の三つ目は、新京都戦略で行財政改革計画からの転換としながら、2027年度までに130人の新たな職員削減を見込んでいるからです。委託化で削減が見込める数としていますが、公務の民間委託化や会計年度任用職員を増やすことは低賃金とワーキングプアを生み出します。正規の職員を増やし、安定した雇用を拡大することこそが市民に責任を持つ公共の役割です。技能労務職員の退職不補充は、技術やノウハウの継承が難しくなります。見直すべきです。さらに、南部消防指令センターについても、南海トラフによる大災害の危険が叫ばれているときに、京都府南部の指令センターを1か所にして職員も118人から79人に削減するこの計画は、災害時の通報対応能力や広域的対応の迅速化に影響が出ます。消防体制を弱体化させる方針は撤回し、国や京都府の消防広域化反対の立場を表明すべきです。

最後に、喫緊の課題である地球温暖化対策の取組が不十分だということを指摘します。大気中にたまり続ける温室効果ガスは、早急に削減する必要があります。今議会に温室効果ガスの削減目標の改定案が出されていますが、前倒しの削減計画の見直しは一定の評価はできます。しかし、この計画では遅すぎます。京都市には、できることはまだまだ残されています。公共施設への太陽光発電設備の導入拡大など、重点的に予算を増やし取り組む必要があります。また、地球温暖化防止に逆行する火力発電所は早急に止める必要があります。京都市は株主の立場で関西電力に対し、火力発電所の廃炉と原子力発電所、特に老朽原発は止めることを強く求めるべきです。

また、アメリカとイスラエルが起こしたイランへの大規模な軍事攻撃は、多数の民間人や子供たちの命を奪い、世界のエネルギーに対しても大きな影響が及んでいます。国連憲章も国際秩序をも無視するこの行動に声を上げる必要があります。精華町の祝園に日本一大きな弾薬庫の整備、舞鶴港のイージス艦へのトマホーク配備、経ヶ岬のレーダー基地など、京都府には陸海空自衛隊の基地整備が進められています。今ほど我が国の平和憲法の力を再確認するべきときはないのではありませんか。平和憲法を守り、憲法を暮らしにいかす政治が求められていることを述べまして、反対討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）**次に、山本しゅうじ議員に発言を許します。山本議員。

〔山本しゅうじ議員登壇（拍手）〕

**山本しゅうじ議員** 自由民主党京都市会議員団は、議第1号令和8年度京都市一般会計予算をはじめとする予算特別委員会に付託された予算案に対して、賛成の態度を表明しております。私は議員団を代表し、その理由を述べ討論を行います。

松井市長の任期後半を迎える令和8年度予算は、全会一致で可決された京都基本構想の策定を踏まえて改定する新京都戦略をスピード感を持って推進するための予算として編成され、引き続き、収支均衡の継続、過去負債の着実な返済も行われております。加えまして、我々自由民主党京都市会議員団としても、国への要望を重ねるなど、会派を挙げて後押ししてまいりました市バスの市民優先価格の導入や民泊の規制強化などを推進する予算であり、大いに評価するところであります。京都基本構想が示す目指すまちの姿の実現に

向け、また、新京都戦略に掲げる市民生活第一を基本に、全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市京都の実現に向け、それぞれの施策・事業を着実に執行していただくよう求めます。

そこで、今市会の予算審議におきまして活発な議論がなされた重要施策について申し述べさせていただきます。

まず、松井市長の公約の柱の一つである市バスの市民優先価格の導入につきましては、公共交通の運賃を市民と市民以外とで区別するという全国初となる画期的な取組であります。しかし、これまでの制度、常識・概念を大きく変化させる取組であるがゆえに、期待感と共に戸惑いや不安を感じておられる方もおられることと存じます。まずは、現在、市民識別に用いることとされているマイナンバーカードをお持ちでない方への対応をしっかりと行っていただくこと。さらに、市民優先価格は、市民以外の方、中でも利用頻度の高い方の御理解が非常に重要でありますので、しっかりとした制度設計と理解を得るための徹底した周知、丁寧な説明をお願いいたします。

次に、民泊につきましては、先般、我が会派として松井市長に対し緊急提言も行ったところでありますが、ルールを守らない悪質な施設によって平穏な市民生活が脅かされ、地域社会の根幹に関わる喫緊かつ極めて深刻な状況が生じているところです。既に、現行法制下で対応できることについては、より厳格な対応を実施されているところですが、実効性のある規制強化の速やかな実行を求めるとともに、条例改正による営業規制については、立法事実の確認などの大きな課題があることについても丁寧に説明いただくよう求めます。

次に、宿泊税につきましては、この3月から新たな区分での課税が始まっております。現時点で大きな混乱はないと伺っておりますが、旅館、ホテルなど直接徴収に関わっていただく方々に対しましては、寄り添った対応をお願いいたします。また、その宿泊税がどのような事業に活用されているのかということ、納税者である宿泊者、徴収を担っていただく宿泊事業者はもちろんのこと、市民の皆様には観光の恩恵を実感していただくという観点からも、しっかりと周知すべきであり、丁寧な対応をお願いいたします。

以上、市民への事業、制度趣旨などの説明責任を果たす必要性。また、客観的なデータなどの根拠、裏付けを持ったエビデンスに基づいた施策・事業構築の必要性という観点から申し上げました。

ただ今申し上げた3点以外にも、かねてから我が会派が申し上げている本市財政状況の正しい理解、また京都基本構想の周知・浸透に向けては、さらには、そのほか様々な施策・事業につきましても、しっかりとした事業構築、情報発信、理解の醸成に努めていただきますよう求めます。

高市早苗総理は、自らの内閣を決断と前進の内閣と名付け、変化を恐れず果敢に働く、あらゆる政策を一步でも二歩でも前進させていくと強い気持ちを表明されました。我々自由民主党京都市会議員団は、京都市会における第一党の責務を果たすべく、本市における財政基盤の強化、人口減少・少子高齢化、観光課題、そして、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の急騰によって更に厳しさを増している物価高騰など、山積する諸課題に対して、国・京都府ともしっかりと連携をしながら、笑顔あふれる輝かしい京都の実現に向け全力を尽くすことをお誓い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、北山ただお議員に発言を許します。北山議員。

〔北山ただお議員登壇（拍手）〕

**北山ただお議員** 日本共産党京都市会議員団は、議第6号中央卸売市場第一市場会計、議第12号水道事業会計、議第13号下水道事業会計、議第14号市バス事業会計については反対をし、議第15号地下鉄事業会計については賛成するとの態度を表明しておりますので、会派を代表してその理由を申し述べるものであります。

まず、中央卸売市場第一市場整備事業については、昨年5月までは事業費は総額600億円とされておりましたけれども、今回710億円に膨張することが明らかになりました。なぜ110億円もの膨張になったのか、その内容はどうか。理事者の説明では、新青果棟2期建築工事の設計を精査している中で、おおむねの金額が見えてきたのでこの先の費用も含めて報告をしたとのこととあります。しかし、当初の600億円から710億円に膨張した積算資料が一切示されておりません。最初の積算と膨張後の積算資料を提出して、妥当なのかどうかを審議するのは市民の税金を扱う議会として当然の責務であり、市長の責任ではありませんか。さらに、整備費の負担が国が3割、京都市が1割、事業者が6割となっておりますから、私は委員会で整備費が膨張すれば事業者負担が増えることを指摘し、中央卸売市場が市民の台所として食の安定供給や価格の安定な

どを図るためにも、国や市の公的負担割合を増やすことを強く求めました。理事者は、市場整備による余剰地の確保で事業者には負担を掛けないと、こういう答弁がありましたけれども、元々市場の財産を市西部地域の開発に使っていくことやその利益のために活用することは本来の使用目的にはなりません。国や市の公的負担割合を増やすことは、食料自給率の向上がこれほど求められている中で当然のことではありませんか。現に市場の取扱いが減少傾向にあり、将来において事業者の営業と生活を脅かすことになることは明らかであります。

次に、上下水道会計についてであります。埼玉県八潮市の道路陥没事故、本市の漏水事故などを契機に、上下水道とも老朽管の更新は喫緊の課題であり、着実な更新実施とその財源としての国の補助制度の抜本的改善が求められました。市民の命の水を確保し、都市根幹施設である下水道の維持確保は市政の最大課題であり、補助制度の抜本的改善を強く求めるものであります。同時に、下水道会計に繰り出されていた一般会計からの繰出金であります。7年間で118億円停止をされておりました。今年、新年度、2026年度より5億円が計上されました。しかし、下水道会計の建設積立金の確保が年々減少していくと、こういう報告がされているわけであり。一般会計の要請で118億円もの出資金が削られれば、将来の資金不足は一般会計からの作られた赤字となります。一刻も早く回復計上されることを求めるものであります。

ウォーターPPP、いわゆる官民連携であります。その道は広域化へ、民営化に進めるものであります。水道や下水道事業を民営化に進める国の方向が示され、次年度からは下水道事業の国補助制度申請にはウォーターPPPを導入することが決められております。理事者は、コンセッションは検討していない、公営を堅持するとの発言がされておりますけれども、しかし、別の答弁では、管理更新一体のマネジメントを考えると広域化に進むことが示されております。諸外国での事例や宮城県をはじめとする他都市での導入経過を見れば、ウォーターPPPにくみすることなく公営を堅持することは当然ではありませんか。現に、岡山市ではウォーターPPPは必要ないと明言をされているところであり。さらに、異常な高物価で市民生活が厳しくなる中で、上下水道における福祉減免制度の導入や他都市で行われている水道料金の生活支援の減免措置が求められますけれども、京都市では一切実施されようとしていないのは許せないことであります。

次に、自動車事業について述べます。市バスの市民優先価格が発表され、市バス運賃を市民は200円、それ以外は350円から400円と示されました。これまでは市バスの混雑対策として受け止められてきたわけであり。審議をする中で、これは混雑対策ではない、さらには交通局の増収につながるものではないと、こうした答弁が明らかになりました。では、何が目的なのか。答弁では、市民優先価格を通じて観光の調和を図るとのことです。しかし、市民を識別するのにマイナンバーカードを利用し、定期券は据え置きけれども現金等は値上げをするとか、企画券や敬老乗車証など細かいことは今後の検討事項というのですから、結局この制度は運賃に差別化を持ち込み、任意であるナンバーカードを制度化しようとするものでしかありません。今交通においてなすべきことは、全庁挙げて混雑対策を具体化すること、敬老乗車証制度を元に戻して利用を広げること、割高な地下鉄学生定期券の割引率を政令市平均にして学生のまち・京都を支援すること、子供運賃を18歳に拡大して子育て支援をすることではありませんか。

地下鉄事業につきましては、烏丸線の可動柵の全駅設置を計画的に進めることを示され、駅の生理用品提供を進めていることなどを確認して賛成いたします。

以上をもちまして討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、もりもと英靖議員に発言を許します。もりもと議員。

〔もりもと英靖議員登壇（拍手）〕

**もりもと英靖議員** 私たち維新・京都・国民市会議員団は、議第1号令和8年度京都市一般会計予算に賛成の立場を表明しておりますので、その立場からその理由を述べ討論をいたします。

令和8年度当初予算は、全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市の実現に向けて京都の未来を切り拓く予算と位置付けられ、京都の本質的な価値・魅力を未来に継承し、更に高めていく施策及び中長期的な課題の解決に向けて挑戦していく施策に重点的に財源を配分したものとされており、京都基本構想を踏まえ改定する新京都戦略に掲げる政策をスピード感を持って進めていく観点から大事な予算であります。私たち議員団としまでも、これまで粘り強く提言してきた施策が数多く盛り込まれている点を評価しております。例えば、市立小中学校体育館への空調整備が着実に進められていること、交通不便地域の解消に向

けて洛西地域において自動運転バスの実証実験が開始されること、市立中学校全員制給食の実施に向けた準備が進むとともに市立小学校給食の無償化が開始されること、さらには山科駅前における屋内遊び場の整備など、子育て環境の充実や市民生活の向上につながる多様なニーズに応える施策が展開されています。一方で、本予算にはその審議の中で質疑しました課題も含まれておりますので、以下、指摘と要望を申し述べます。

まず、宿泊税についてであります。令和8年度においては、3月1日からの税率引上げに伴い税収は132億円と前年度の倍以上に増加する見込みであります。その使途については、市民や宿泊事業者、納税者に対して明確に説明される必要があります。しかしながら、予算書においては、132億円のうち基金積立30億円及び使途未記載22億円を合わせた52億円について具体的な内訳が示されておらず、不透明な計上となっております。質疑において、基金積立は災害への備え、文化財保存、京町家再生、交通混雑対策等の一定の説明はあったものの、具体的な金額や時期は示されておらず、調査中との答弁にとどまりました。未記載の22億円についても後日公開するとされていますが、本来こうした内容は予算計上前に整理し、議会に対して明確に示されるべきであり、不透明なまま計上されていることは極めて不適切であることを指摘しておきます。

次に、京都市立病院の経営についてであります。先般の補正予算による39億3,000万円の長期貸付に加え、令和8年度当初予算においても30億円の短期貸付が計上されており、令和7年度決算見込みでは、純損益マイナス21億6,000万円、純資産マイナス60億9,000万円と極めて厳しい状況にあります。全国的な医療環境の厳しさを踏まえても、この間の委員会での議論を通じ、対応の遅れや本来講じ得た対策が十分でなかった点は否めません。実際、経営危機を受けた職員への意識改革により稼働率や救急応需率が改善していることから、従前から取り得た対応の余地があったことは明らかであり、委員会でもそれを認める旨の御答弁があったところです。今後の改革に当たっては、病院機構と行政側が連携し、現場の声を踏まえた実効性ある経営改善を進めるとともに、市民の医療インフラを守る責任を共有し、着実な再建に取り組むことを強く求めます。京都市立病院の経営に関しては、病院経営陣に加えて、経営方針や計画、予決算に携わっている京都市と議会の責任もまた重く受け止めなければなりません。私たちもこの責任を重く受け止め、それらの改善のために最善を尽くしてまいります。

続いて、自動運転バスの実証実験については、新たな交通システムの可能性を開くものとして期待しておりますが、洛西地域での実証にとどまらず、市中心部との接続を含めた交通体系全体の中での検証を進めるべきであります。あわせて、市営住宅の活用や\*\*\* in Residence（アスタリスク・イン・レジデンス）事業等と連携し、新たな人の流れを生み出す施策として展開するなど、部局横断での一体的な取組を求めます。また、二条城をはじめとする観光需要の高い施設においても、新たな料金体系の在り方について検討を進める必要があると考えます。

そして、財政難を理由に平成12年度以来停止していた国指定文化財修理事業に対する補助の再開については、本来、国指定文化財は国が責任を持って維持するべきものであり、本市として国への予算拡充要望を行うことが大前提です。そのうえで、制度設計に当たっては、所有者の財政状況に応じた支援の優先順位付けと修理過程や完了後の公開・活用を促す仕組みの導入を求めます。

次に、日本版DBS、いわゆるこども性暴力防止法の施行に向けた取組については、防犯設備整備への支援が子ども若者はぐくみ局で計上された点は評価いたしますが、教育委員会において性犯罪未然防止に係る予算措置が講じられていない点は課題であります。子供の安全確保という観点から、書面による注意喚起にとどまらず、既存施設の機器の点検や新たな防犯対策の強化について、予算・人員体制の両面から取り組むことを求めます。

続いて、民法改正に伴い本年4月1日から施行される共同親権に伴う対応についてであります。養育費確保に資する予算が計上されたことは評価いたしますが、面会交流の支援が十分でない点や、本市の制度運用が結果として一方の親による連れ去りを許容しかねない構造となっている点については、制度趣旨である子供の健全な生育という観点から、全庁的な認識の共有と改善を求めます。

また、中央卸売市場の施設整備については、当初想定 of 施設整備費用約600億円から710億円相当と大幅な増額となっていることを踏まえ、物価上昇等の影響を考慮しつつも、可能な限りの歳出削減に努めることを求めます。

最後に、民泊・簡易宿所の拡大については、市民生活への影響や空き家が軒並み買収され宿所になってい

ることで、地域コミュニティの空洞化といった課題が顕在化しております。本市においては、来年度中の条例提案が予定されております。私たち議員団としても、絶えず最先端で考え、行動し、提言を積み重ねてきている中で、必要に応じて議員提案条例を視野に入れながら、実効性ある対策の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、評価すべき点と共に今後の課題について申し述べました。本予算も含め、今後執行される全ての公金支出において可能な限り評価指標を用い、市民の納得感を追求しつつ、市民生活の向上と京都の持続的な発展につながるものとなるよう求め、討論いたします。ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、かわしま優子議員に発言を許します。かわしま議員。

〔かわしま優子議員登壇（拍手）〕

**かわしま優子議員** 公明党京都市会議員団は、令和8年度一般会計予算並びに市バス・地下鉄事業及び上下水道事業の公営企業会計に賛成の立場を表明しています。私は会派を代表し、賛成の理由を述べ討論いたします。

初めに、一般会計予算について申し述べます。

賛成する第1の理由は、物価高騰への対応や中小企業支援、子育て、災害対策など喫緊の課題に迅速に対応しつつ、中長期的な成長と生活支援の両立に資する予算編成となっている点を評価し、賛成するものであります。一方で、改善傾向にあるとはいえ、ぜい弱な税収基盤に加え、社会福祉関連経費の増加が今後も見込まれること、さらには物価高騰、人口減少、施設の老朽化に伴う更新需要への対応など、本市の財政状況は依然として予断を許さない状況にあります。こうした課題認識を踏まえ、予算執行に当たっては着実に執行されることを求めます。

賛成する第2の理由は、京都基本構想の実現に向けた的確な予算措置が講じられているとともに、公明党京都市会議員団が求めてきた令和8年度予算要望の内容が大きく反映されている点であります。我が会派は、令和8年度予算要望において、市民生活を守り抜く施策と未来を開く投資の両立を求めてまいりました。具体的には、物価高騰対策、子育て支援の充実、都市の成長戦略、さらには平和を基軸とした都市の構築などありますが、これらについて、局別質疑及び総括質疑を通じて我が会派の主張が的確に反映されていることを確認いたしました。以上の点から、本予算に賛成するものであります。

次に、本予算における個別事業の評価と予算執行に当たっての課題及び要望について申し上げます。

まず、市民生活を守り抜く施策と未来を開く投資という観点から、本予算を評価する中で我が会派がとりわけ重要と考えるのが、今年度、市長の強い思いの下で進められている区Hubの取組であります。まず、区役所職員の皆様が単なる行政手続の担い手にとどまることなく、市民と地域、さらには多様な主体をつなぐ結節点としての役割を果たそうとする意識へと転換を図られている点は大いに評価するものであります。そのうえで、本取組は、地域の声や困り事の兆しを的確に受け止め、関係部署や専門機関、地域の多様な主体と連携しながら課題解決へとつなげていくとともに、重層的支援体制を地域において実効性あるものとする役割を担うものであります。今後、機能の更なる強化と着実な展開を強く求めておきます。

また、地域における支え合いの根底となるのが多文化共生の実現であります。多様な文化や背景を持つ方々が地域の中で安心して暮らし、学び、働くことのできる社会を築いていくことは、これからの京都市にとって極めて大きな課題です。文化や言葉、背景の違いを超え、一人一人が地域社会の一員として互いに尊重し合い、共に生きていくこと、その積み重ねがまちの力になるものと確信しております。多文化共生の取組を着実に推進し、誰もが安心して暮らせる共生社会のまちづくりが更に前進することを期待いたします。

続いて、地球温暖化対策についてです。2050年カーボンゼロの目標を堅持し、国・府との連携の下、京都ならではの取組を着実に積み重ねるとともに、アップサイクル等を通じた循環型経済への移行を力強く推進し、持続可能な社会の実現を地域経済の活性化と市民生活の向上の双方につなげていくことを求めます。

次に、福祉、子育て支援、教育についてであります。まず、ケアラー支援については、包括的相談窓口の整備が分野横断的に課題を受け止め、適切な支援につながるうえで極めて重要であることから、その整備を着実かつ速やかに進められることを求めます。子育て支援については、産後ケアの充実など切れ目のない支援の推進を図るものであり、公明党が推進する子育て応援トータルプランとも軌を一にするものとして評価いたします。しかしながら、少子化に歯止めが掛かっていない現状を踏まえ、若者が将来に希望を持てるまちの実現に向けた取組の一層の充実を求めます。また、教育においては、不登校や日本語支援を必要とする

子供への支援強化など、全ての子供の学びを保障する体制の充実を要望いたします。

次に、都市計画・建設についてであります。25年後を見据えた都市計画マスタープランの策定を契機に、子育てしやすく、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを一層前進させていただきたいと考えます。あわせて、住宅確保要配慮者への支援の充実と多世代が支え合う持続可能なコミュニティの形成を求めます。また、地域に身近な道路の維持補修の予算の拡充を評価するとともに、自転車を含む交通環境の安全性向上に向け、誰もが安心して通行できる環境整備を着実に進められることを求めています。

産業・観光振興においては、中小企業支援やスタートアップ育成、観光の分散化と質の向上など持続可能な地域経済の構築に向けた取組を評価いたします。今後も、市民生活と観光の調和を最優先とした施策の推進を強く求めます。

次に、公営企業についてであります。地下鉄事業においては、2年連続の黒字見通しの一方で、なお約2,800億円の企業債残高を抱え、市バス事業においては、運転士不足や物価高騰など依然厳しい経営状況にあります。しかし、市長の前向きな経営の方針の下、市民優先価格の導入やホーム柵設置の再開など、守りから攻めへと転換する予算編成は高く評価し、賛成するものであります。市民優先価格については、制度の公平性や市外利用者への配慮、マイナンバーカード未所持者への対応など課題も多いことから、民間事業者と緊密に連携し、令和9年度の円滑な実装に向けた周知・サポート体制の構築を強く要望いたします。また、次期経営計画が単なる収支改善にとどまらず、市民の日常と都市の活力を支える真に信頼される公営交通の再構築に資する実効性あるものとなることを期待いたします。

上下水道事業においては、使用料収入の減少や施設の老朽化、物価高騰など極めて厳しい経営環境にあります。そのような中、施設マネジメントに基づく計画的な改築更新や着実な財源確保に加え、官民連携や広域連携の推進、さらにはDXや新技術の導入など、多角的な取組により経営基盤の強化を図ろうとする姿勢を評価いたします。特に、将来の大規模更新に備えた建設改良積立金において、地方債等による債券運用を開始するなど、資金の効率的な運用に向けた新たな取組は、公営企業の経営健全化に資するものとして評価いたします。今後の運用に当たっては、市民の大切な財産を最大限にいかすことを求めます。今後、社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたって安全・安心な水を供給し続ける持続可能な上下水道事業の実現に向け、実効性の高い次期ビジョンの策定に取り組まれることを要望いたします。

以上、個別の事業について意見・要望を申し述べましたが、今後の着実な事業推進と柔軟な対応を期待し、令和8年度予算について賛成いたします。

公明党京都市議会議員団は、困っている人、弱い立場の人に必要な支援が届き、協調し認め合う包摂社会を構築するため、一番身近な暮らしの現場の声をお聴きし、誰もが幸福な社会の実現に向け引き続き取り組むことをお誓い申し上げ、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、小島信太郎議員に発言を許します。小島議員。

〔小島信太郎議員登壇（拍手）〕

**小島信太郎議員** 私は、議第1号令和8年度一般会計予算及び議第14号自動車運送事業特別会計予算に賛成の立場を示しておりますので、討論させていただきます。

予算につきまして、特に小学校給食の無償化、また私から求めてまいりました建設局のDX推進等々、様々重要な予算を含んでおりますので賛成をいたします。また、懸念点について、すべからくこの場で申し上げるのは差し控えさせていただきますが、2点だけ申し上げさせていただきます。

まずは、予算委員会、そして市長総括質疑、また意見でも付けさせていただきましたが、市バス等の市民優先価格について、現時点においては、市民の需要、そして受益、そして、この制度に係るリスクだったりコストだったり、こういったものが果たして釣り合っているのかどうか、私には現状判断がいかず、正直、現時点での予算計上は、それはそうだという風に思っております。

ただ一方で、今回のシステム改修においては、この間何度も申し上げてまいりました敬老乗車証のデジタル化、これに十分連動できるという風に推測をしております。お隣神戸市においては、クレジットカードタッチ決済、こちらも敬老乗車サービスと連動させるということが発表されております。現状、正直このデジタル化においては周回遅れ状況になっている中で、一刻も早く敬老乗車証をデジタル化していただきますようによりしくお願い申し上げます。

そして、もう一つ、財政運営の懸念でございます。まちづくり委員会においては、山科駅前遊びと学びの

拠点複合施設、この整備と運営について、このように申し上げさせていただきました。地元議員といたしましては、山科駅前に子育て環境の充実、これに係る施設が新設されること、これは喜ぶべきことではありますが、一方で、イニシャルコストで25億円、そしてランニングコストとして15年間で24億6,000万円、1年間に割り戻すと1億6,400万円、そして管理組合費として年間2,500万円前後、合わせれば2億円近くのランニングコストが掛かってしまうこと、これはほかの公設施設と比べても非常に多額の費用を要するものであります。

先般、とある青年経済団体の事業に参加をさせていただき、市民の皆さんから、理想の京都に係ってということで御意見を拝見させていただきました。目立ちましたのは、交通対策、中でもやはり混雑対策というものがありました。公正に申し上げると、1件だけ運賃を下げてほしいという御意見もありましたので、この辺り、1市民から0.1市民まで幅広く意見を吸い上げて、先ほど申し上げた市民優先価格を進めていただきたいという風にお願ひ申し上げますが、一方で、多かったのがやはり子育て支援、そして中でも遊び場の充実というものでございました。山科駅前だけではなくて市内各所でこういった施設が必要となる中で、やはり効率性、そして効果性、そして何より民間活力の最大限の導入、こういったところに留意をして今後も進めていただきますようお願いを申し上げます。

何より今後、義務的経費というものが増大をして、そして政策的経費、この辺りが縮減傾向に予想される、こういったことがされる中で、改めて、今ある施策、制度、そして事業に関わって厳しく見直していった、その中から予算を生み出していく、この努力が必要だという風に痛感しております。先般、市長総括質疑の中では岡田副市長から、行財政改革以降、厳しく事業については見ているという答弁がございましたが、一方で、令和7年度の事務事業評価結果、こちらを見させていただきました。継続となっていたのが63件、充実が10件、効率化等となっていたのが1件、そして終了という風になっていたのが、美術館の夜間活用による新たな価値創出、こちら2,030万円の予算、そして高等教育段階における生成AIの活用、こちら200万円の予算、そして我々がmeet us山科-醍醐の推進に向けた機運醸成、こちら200万円、合わせて3事業2,430万円のみの見直し終了ということでございました。もちろん、事務事業評価というだけが既存の事業のチェック体制だけではございませんが、今後もこういったチェック体制について、来年は常任委員会でも質疑させていただきたいという風に思っておりますし、何より議会としてのチェック体制、そしてそれを受け止める姿勢というものが重要だという風に思っておりますので、引き続き真摯な議論をよろしくお願い申し上げます。私からの討論とさせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、みちはた弘之議員に発言を許します。みちはた議員。

〔みちはた弘之議員登壇（拍手）〕

**みちはた弘之議員** 自由民主党京都市会議員団は、議第12号令和8年度水道事業特別会計予算、議第13号令和8年度公共下水道事業特別会計予算、議第14号令和8年度自動車運送事業特別会計予算、議第15号令和8年度高速鉄道事業特別会計予算について、賛成するとの態度を表明しております。私は議員団を代表し、その理由を述べ討論といたします。

まず、市バス・地下鉄事業について申し上げます。市バス・地下鉄の利用は、通勤・通学利用者をはじめ観光客等の利用が増加傾向にあるものの、処遇改善のための人件費や物価高騰による影響が大きく、令和8年度予算では市バスが9億円の経常赤字と、前年度から8億円赤字幅が拡大し、地下鉄が9億円の経常黒字と、前年度から10億円の黒字幅が縮小する見込みとなっており、加えて、引き続き多額の企業債を償還していく必要があるなど、市バス・地下鉄事業は依然として厳しい状況となっております。このような状況の中で編成された令和8年度市バス・地下鉄事業予算については、持続可能で安全かつ満足度の高い市バス・地下鉄を目指すことを基本方針に、市民生活と観光の調和・両立と将来を見据えた経営戦略の推進を重要課題に位置付け、その対策に向けた予算編成となっております。市バスの均一運賃系統における前乗り後降り方式の導入着手や市バスのリアルタイム運行情報の発信強化、地下鉄烏丸線可動式ホーム柵の全駅設置の推進、地下鉄駅へのエレベーター増設に向けた検討の着手、券売機での定期券販売機能の向上など、将来を見据えた攻めの視点も取り入れた内容に関しては評価できます。令和8年度には、昨年末策定された京都基本構想の理念を踏まえ今般改定される新京都戦略に掲げる政策の実現に取り組むとともに、アフターコロナにおけるお客様数の動向や人件費、燃料費等の高騰による影響など経営環境が大きく変化する中、これまでの延長線上ではない攻めの視点を取り入れた経営計画を策定されるということでもあります。安心・安全の取組、利便性・

快適性の向上はもちろん、利用促進、収入増加、経費削減等にしっかりと取り組んでいただくことを求めます。

また、松井市長の公約でもある市バス等の市民優先価格の実現については、多くの市民が期待し、注目度も高いことを踏まえ、我が会派からの代表質疑において新運賃案をはじめ制度の概要が示され、本市会においても多くの議論があったところであります。具体的な制度設計については、今後、運賃条例の改正議案の提出時に議論されることとなりますが、我が国初めての取組でもあります。この実現に向けて、調整区間での実施や高頻度利用者への負担軽減などについて国や民間バス事業者と協議を着実に進め、令和9年度に実現できるようしっかりと取り組んでいただくことを強く求めます。

次に、水道事業及び公共下水道事業について申し上げます。令和8年度予算では、老朽化対策・耐震化や浸水対策など安全・安心を守る重要事業をしっかりと進めるとともに、スマートメーターの導入やAIなどを活用した未来につながる新技術の調査・研究等にも積極的にチャレンジする予算編成とされております。一方で財政面では、昨今の物価高騰や金利上昇等の影響が極めて大きく、老朽管の改築更新の財源となる建設改良積立金は中期経営プランを大幅に下回る見込みであります。特に水道事業においては、累積資金不足が前年度から拡大するなど、物価高騰や金利上昇の継続が見込まれる中、正に予断を許さない財政状況となっています。埼玉県八潮市において発生した下水道管路の破損に伴う道路陥没事故や本市五条高倉における水道管破損による漏水事故も記憶に新しいところであり、老朽化対策の加速化が喫緊の課題となっております。こうした中、昨年公表された施設マネジメントの検討結果においては、長期的な視点で事業量・事業費を平準化させたとしてもなお、今後、現状を上回る規模の事業量・事業費が必要であり、水道事業では収支改善が喫緊の課題、下水道事業では中長期的な財源確保が課題であることが示されております。加えて、今後、人口減少による担い手の確保や技術の継承等の課題も踏まえ、将来にわたって市民生活を支え続ける重要なライフラインでもある上下水道を守っていくうえで、極めて重要な局面に立っているものと考えております。こうした中、将来にわたる持続可能な事業運営のため、次期ビジョンに向けた検討も進められており、現在、上下水道事業審議会において今後の事業の方向性や財源の在り方について議論が行われております。今後、官民連携や広域連携、DXによる業務変革や新技術の導入など、事業運営の在り方についても議論が進められていると聞いております。市民の皆様と共にライフラインを守り続けるため、事業を取り巻く厳しい経営環境やこれまでの取組の成果、今後の事業の方向性について、あらゆる機会を捉えて市民の皆様に分かりやすく情報発信するとともに、将来にわたって公営企業として持続可能な上下水道事業を構築していただくことを強く求め、私の賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** 次に、宇佐美賢一議員に発言を許します。宇佐美議員。

〔宇佐美賢一議員登壇（拍手）〕

**宇佐美賢一議員** 我が会派は、令和8年度水道、公共下水道、自動車運送事業及び高速鉄道事業の各特別会計に対し賛成の態度を表明しております。その立場から討論を行います。

まず、水道・下水道事業についてです。家庭用は減少の見込みの一方、事業用水道の増加により使用収入は微増となるものの、物価高騰の影響もあり厳しい予算となることから、広域化や民間活力の更なる導入を含め、引き続き業務改善については検討が必要です。一方で、老朽化した配水管の更新やゲリラ豪雨での冠水対策のための雨水幹線の整備など必要な設備投資について実施されることについては評価します。薬品費の高騰の中で浄水場での活性炭設備等については、琵琶湖の水質の影響を考え、引き続き適切な設備の在り方については検討が必要です。また、サービス面では、今回スマートメーターの活用が挙げられており、将来的な検針員不足の対応として都市部での活用に向けて更に前向きに取り組みを求めます。下水汚泥の活用については、燃料化は一定進んでいるものの、バイオマスとしての活用をより進める肥料化も積極的に検討を求めます。料金の徴収については、この10年でクレジット払いが調定件数で40万件程度増えているものの、納付書払いはいまだに調定件数で50万件を超えており、また、初回請求による収納件数が口座振替で97.6パーセント、クレジット払いで99.9パーセントのところ、納付書払いは80パーセントにとどまっていることから、未納徴収業務経費も3億7,000万円と高止まっており、クレジットや口座振替への移行を更に進めることを求めます。

市バス・地下鉄事業については、通勤・通学また観光客等による利用の増加を受けて、コロナ禍での財政

緊急事態はある程度改善されたものの、運転手の担い手不足や物価高の影響が引き続き見込まれることから、今回の予算では地下鉄事業が9億円の黒字、市バス事業が9億円の赤字を見込んでおり、引き続き売上増となる乗客数の確保に取り組むように指摘します。一方で、コスト増となるものの将来を見据えた投資についても含まれており、これまで求めてきた市バスの前乗り後降りの導入、クレジットカードタッチ決済などデジタル化の推進、また、地下鉄の可動式ホーム柵の全駅設置、駅エレベーター増設やトイレ環境の改善に向けた取組について評価します。また、乗降客数調査が久方ぶりに実施となります。今度の市民の足をどう維持するか重要な基礎資料となりますので、調査はもちろん、その結果をいかした経営計画検討を十分に行っていただくように要望します。

また、今回、市バスの市民優先価格導入に向けた検討が予算計上されています。既に我々の元にも、この優先価格の考え方について様々な疑問のお声も届いています。対象者の考え方や負担を求める理由と金額・手法の適切性など、根本的な制度の是非に対して更なる慎重かつ具体的な議論が必要と考えます。例えば、住民票がなく市内在住の大学生が観光客と同じ400円となるのはいかがなものか。これを住民票を移せばよいと副市長は答弁していましたが、ほとんどの大学生が非課税世帯となる見込みで、移さなくてもよいケースもある中、本当に本市としてお互いの手間暇を含めて考えれば、住民票を移せばよいじゃないかというのは妥当な考え方なのか。定期券を使い鉄道で通学する大学生が、活動のために市内をバスで移動する際にも400円が掛かるのはどうか。仕事、通院また市民活動などで市内に来る人々についてはどうかなど、差別的にならないようにするには更なる議論が必要です。また、1日券はどうするのか、市外からの車の流入が増えてしまわないか、バスが割高になることでバス以外の交通事業が増えてしまい、渋滞が増えないかなども検討が必要です。市長は、市民以外の方にも多頻度割引を検討するとのことですが、どの程度の割引なのか明らかにすべきです。そもそも、市民を含めて多頻度割引でも対応できるのではないかと意見もありました。350円から400円の価格設定の妥当性と説明も大きな問題です。市民優先価格はバスの混雑対策にはならないとのことですが、本来必要な値上げ分を運賃決定権のない市民以外に単に押し付けるものではないのか十分な議論が欠かせないと考えます。また、今回導入を予定しているシステムでは、年齢別に価格設定をすることも可能であるとの答弁が理事者からありました。これまで敬老パスについてはＩＣカード化を本市も検討していたものの、多額の費用が掛かることから断念し、いまだ中途半端で使いにくい制度となっています。これについても、敬老乗車料金の設定ができるような汎用性を持たせたシステムとなるのか議論が必要です。こういったように、まだまだ煮詰まっていない印象が拭えない制度設計ですので、今度検討を進めるに当たっては、更なる慎重かつ具体的な議論を行うとともに、市会に対する詳細な説明を尽くし、制度に対する理解が十分に得られるまで詳細なシステム設計は行わず、もうシステムが決まってしまうので今更変えられないといったようなことのないように強く要望します。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第1号及び議第30号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第3号ないし議第6号、議第12号ないし議第14号、議第17号、議第19号、議第26号、議第27号、議第32号、議第36号、議第37号、議第51号ないし議第54号及び議第56号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案10件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら） 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

〔午前11時52分休憩〕

〔午後1時再開〕

議長（下村あきら） 休憩前に引き続き、会議を行います。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 休憩前の議事を継続いたします。

日程第4、議第16号、議第18号、議第20号ないし議第22号、議第226号、議第227号、議第230号及び議第231号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか8件、以上9件を一括議題といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、大津裕太議員。

〔大津総務消防委員長登壇（拍手）〕

**総務消防委員長（大津裕太）** 本委員会に付託されました議第16号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか8件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月26日の本会議において付託を受け、3月16日に議第16号及び226号の2件については総合企画局に対し、議第18号、20号から22号及び227号の5件については行財政局に対し、議第230号については会計室に対し、議第231号については消防局に対しそれぞれ質疑を行った次第であります。

初めに、令和7年度分の議案について申し上げます。まず、議第226号国際親善交流基金条例の一部改正については、理事者から、京都・フィレンツェ姉妹都市提携60周年を記念した京都市代表団の派遣や、文化・産業等の交流事業の実施に必要な財源に充てるため、基金の一部を処分しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第227号職員退職手当支給条例の一部改正については、理事者から、本市職員を地方独立行政法人京都市立病院機構の役員として退職派遣する場合の退職手当の取扱いについて規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、条例改正が必要な理由及び今後想定される市立病院機構への職員の派遣内容などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第230号執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正については、理事者から、所期の設置目的を達成した京都市指定金融機関選定委員会を廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、令和7年5月に金融機関の指定について議決を得たにもかかわらず選定委員会をこれまで設置していた理由などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第231号火災予防条例の一部改正については、理事者から、国において、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、本市において簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を整備するほか、国が各地方公共団体に示している火災予防条例の一部改正が通知されたことを踏まえ、火災に関する注意報を新設するなど規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、火災注意報及び警報の発令情報の伝達方法を工夫して広く周知する考えなどについて質疑や御意見がありました。

続きまして、令和8年度分の議案について申し上げます。まず、議第16号執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正については、理事者から、所期の設置目的を達成した京都市総合計画審議会を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第18号及び議第21号執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正ほか1件、以上2件については、理事者から、京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会からの答申を踏まえ、京都市特別職報酬等審議会の担任する事務を見直すとともに、当初の設置目的を達成した同検討委員会を廃止しようとするほか、行政委員の報酬等を改定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、本市会が行った行政委員の報酬の在り方に関する検証及び措置を求める決議の受止め及び検討経過、各行政委員に対して報酬見直しの趣旨や内容を丁寧に説明する必要性、選挙管理委員の報酬について出勤日以外の職責に係る要素を日額の報酬額に反映すれば日額制のみで賄えるのではないかと指摘、行政委員の報酬の在り方を継続的に点検及び検証する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第20号職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、理事者から、地方自治法及び地方自治法施行令

の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第22号職員給与条例及び公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、理事者から、地方自治法及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党の各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。そのうえで、維新・京都・国民議員団は、議第18号及び21号に1個の付帯決議を付すとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

引き続きまして、付帯決議の調整を行いました結果、議第18号及び21号に1個の付帯決議を付すことに決定した次第であります。

以下、付帯決議を申し上げます。

議第18号及び21号に対する付帯決議

本市の行政委員の報酬について、30年以上改定されなかったが、今般市会の「行政委員の報酬の在り方に関する検証及び措置を求める決議」（令和6年12月）を踏まえて設置された「行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会」の答申により、改定されることとなった。

今日の社会情勢や他都市の状況等を踏まえながら行政委員の重大な職責、就任に伴う制約、勤務実態等を適切に反映しようと試みた今回の改定については前向きに受け止めるものの、改定後の報酬がその職務・職責に応じた適切なものであるかについては、不断の検証が必要である。

よって、京都市においては条例の趣旨に沿い、行政委員の適切な報酬の在り方について、行政委員それぞれの改選時期に併せて継続した検証・検討を実施することを求める。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）**これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。こうち大輔議員。

〔こうち大輔議員登壇（拍手）〕

**こうち大輔議員** 維新・京都・国民市会議員団は、議第18号執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正及び議第21号報酬及び費用弁償条例の一部改正、いわゆる京都市行政委員の報酬の在り方に関する条例改正に賛成の態度を表明しておりますので、会派を代表して討論いたします。

京都市行政委員の報酬の在り方については、かねてから、責任の重さはあるながらも、実働日数が少ないのに月額報酬となっていることや他の政令市と比べ報酬水準が高いこと、また、30年以上にわたり見直されてこなかったことを指摘し、令和6年11月市会において、行政委員の報酬の在り方に関する検証及び措置を求める決議が全会一致で採択されたことを踏まえ、市長から検討委員会への諮問、答申を経て、今議会で報酬改定の条例案が提案されました。今回の改定には前向きに捉えていますが、例えば選挙管理委員は、平均出勤日数が月2日ほどに対して、委員であれば、これまでの月額報酬27万円から月額12万円プラス日額1万8,000円への改定であり、1か月の換算額は実働2日に対して15万6,000円になります。他の政令市の半数近くが完全日額を選択している現状を踏まえ、今後も更なる見直しや継続的な検証が必要であると考えています。また、例えば人事委員会委員に関しても、僅かながら減額改正はされるものの、月3回ほどの実働で月額報酬30万5,000円となるなど同様です。検討委員会の答申にも、「行政委員の報酬の支給方法及び報酬額がその職務・職責に応じて適切なものとなっているか常に検証が必要である。今後、第三者の意見も聴きながら継続的に検証し、必要に応じて見直しを検討すべき」とあるとおり、今回の議第18号執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正では、継続的な検証に必要な措置を行っている点については評価し、行政委員それぞれの改選時期に合わせて実行されていくことを求め討論いたします。御清聴ありがとうございます。（拍手）

**議長（下村あきら）**これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今議決いたしました議案に対する付帯決議についてお諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり、議第18号及び議第21号に1個の付帯決議を付すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって、委員長報告のとおり決します。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第5、議第28号、議第39号ないし議第48号、議第55号、議第228号、議第242号及び議第244号京都市障害者施策推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について、ほか14件、以上15件を一括議題といたします。

環境福祉委員長の報告を求めます。環境福祉委員長、河合ようこ議員。

〔河合環境福祉委員長登壇（拍手）〕

環境福祉委員長（河合ようこ） 本委員会に付託されました議第28号京都市障害者施策推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について、ほか14件について、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月26日の本会議において付託を受け、3月16日に議第55号については環境政策局に対し、議第28号、39号から48号、228号、242号及び244号の14件については保健福祉局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

初めに、令和7年度分の議案について申し上げます。まず、議第228号こころの健康増進センター条例の一部改正については、理事者から、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備するものであるとの説明がありました。

次に、議第242号動産の処分については、理事者から、京都市中央斎場における残骨灰の減容化に伴い生じた貴金属を減容化業務の委託業者に売り払おうとするものであるとの説明がありました。

次に、議第244号訴えの提起については、理事者から、相手方に対して生活保護法に基づく徴収金を請求したが、徴収に応じようとしないうえ、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が相手方に支払督促を行ったところ、これに対して相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立時に訴えの提起があったとみなされたことから、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。これに対し、適正な債権管理や徴収対策及び新たな債権を発生させない取組の状況、生活保護費の適正な受給に向けてケースワーカーの専門性を高める研修及び体制強化を行う必要性などについて質疑や御意見がありました。

続きまして、令和8年度分の議案について申し上げます。まず、議第28号障害者施策推進審議会条例の一部改正については、理事者から、指定就労継続支援B型事業の公募及び選定に当たり、有識者の下での公平・公正な審査を行うため、障害者施策推進審議会に特定又は専門の事項について調査及び審議する部会を設置できるようにするとともに、委員の守秘義務に関する規定を整備するものであるとの説明がありました。これに対し、現場の実態を理解する者が事業者選定に係る部会の委員として参画することの確認などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第39号から48号指定管理者の指定については、理事者から、京都市北老人福祉センターほか10施設について指定管理者を指定するものであるとの説明がありました。これらに対し、同一団体が応募した複数施設において審査得点が同じである理由などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第55号地球温暖化対策条例の一部改正については、理事者から、地球温暖化対策に係る社会情勢の変化を踏まえ、本市の温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げる等のため、条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、海外行政調査団からの緊急提言等を踏まえた温室効果ガス削減目標の達成に向けた今後の取組方針、危機的な状況に鑑み温室効果ガスの削減目標の達成に前倒しで取り組む必要性、新たな排出量の削減対象となるメタン等に対する今後の対策、市民生活や市内企業の経済活動の影響を最小限に抑えるため他局とも連携し影響緩和策や支援策に取り組む必要性、削減目標の達成に向けた取組を市民に分かりやすく示し地球温暖化対策の施策の意義を明確化する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただきましたところ、議第55号については共産党議員団から修正案が提出されました。そこで、共産党議員団から提出された修正案も含め各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団及び無所属の委員は、議第55号の共産党議員団の修正案には反対し、原案に賛成する。その他の議案はいずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第55号については修正する。その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、議第55号の共産党議員団の修正案は少数で否決され、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） この場合、山田こうじ議員ほか13名から議第55号に対し修正案が提出されておりますので、併せて議題といたします。

議第55号の修正案の説明を求めます。山田こうじ議員。

〔山田こうじ議員登壇（拍手）〕

山田こうじ議員 日本共産党京都市会議員団は、議第55号地球温暖化対策条例の一部改正の修正提案をしていますので、その理由を述べます。

気候危機の打開は、いよいよ人類と地球にとって待ったなしの課題となっています。既に世界各地で、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇など大問題になっています。国内でも猛暑による熱中症の増加や、線状降水帯・ゲリラ豪雨など風水害による災害によって国民の命が脅かされ、農業や水産業にも大きな被害を与えています。2024年の世界の平均気温は、1850年の気象観測開始以来最も暑い年で、産業革命前に比べると1.55度上昇しました。このままでは、パリ協定の温暖化抑制目標である1.5度目標を超えて、後戻りできない破局的な事態に陥る危険があります。今後10年間に全世界の温室効果ガス排出を6割削減できるかどうか、ここに人類の未来が懸かっています。今回の京都市から提案された温室効果ガス削減目標は、2030年度46パーセント以上削減、2035年度60パーセント削減、2040年度73パーセント削減、2050年度実質ゼロとなっていますが、これで本当に気候危機を打開できるのでしょうか。パブリックコメントに寄せられた市民意見を見ると、2035年85パーセントにすべき、国際研究機関、クライメート・アクション・トラッカーによると、1.5度目標達成のために日本の必要削減幅は81パーセントである、1.5度目標達成に整合した削減目標に改定してほしい、より野心的な目標を立てる必要があるなど高い削減現目標を求める意見も多数寄せられています。

また、国連気候変動枠組条約第30回締約国会議、COP30に参加する国際環境NGO、気候行動ネットワークは2025年11月13日、脱炭素に後ろ向きな国を批判する化石賞に日本を選んだと発表しました。化石賞が始まったのは、1999年のドイツで開催されたCOP5です。日本はそのCOP5で化石賞を受賞しています。その後も何度も受賞しており、日本は化石賞の常連国と言えます。本当に恥ずかしい。余りにも不十分な国の削減目標をなぞるのではなく、国をリードする目標が必要です。中東情勢などの緊迫など、エネルギーを外国に依存している日本経済の危うさが浮き彫りになっています。ほぼ100パーセント輸入に頼っている化石燃料の国際的な供給量や価格の変動に振り回されないように、再生可能エネルギー自給率向上が急務になっています。とにかく2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにすればいいというものではありません。温室効果ガスは空にたまり続けます。ゆっくり減らす直線的な削減では、破局的な事態の回避にはとても間に合いません。そうした認識に立って、党議員団は2030年度までに温室効果ガスを60パーセント削減、2035年度80パーセント削減、2050年度実質ゼロにする目標を提案しています。

以上、議第55号地球温暖化対策条例の一部改正の修正提案とします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これより表決を採ります。まず、議第55号を表決に付します。

初めに、山田こうじ議員ほか13名から提出の修正案について表決を採ります。本修正案のとおり、修正することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、議第55号の原案を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案14件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第6、議第23号ないし議第25号、議第31号、議第38号、議第49号、議第238号、議第245号、議第246号、議第248号及び議第250号京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例の制定について、ほか10件、以上11件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、加藤昌洋議員。

〔加藤文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

**文教はぐくみ委員長（加藤昌洋）** 本委員会に付託されました議第23号京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例の制定について、ほか10件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会としましては、2月26日の本会議において付託を受け、3月16日に議第23号から25号、49号及び250号の5件については文化市民局に対し、議第31号、245号、246号及び248号の4件については子ども若者はぐくみ局に対し、議第38号及び238号の2件については教育委員会に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

初めに、令和7年度分の議案について申し上げます。まず、議第238号市立呉竹総合支援学校施設増築工事請負契約の変更については、理事者から、賃金及び材料の価格等の変動に伴い現行の請負金額が不適当となったため、請負人からの請求により、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等に基づき積算した額に変更する必要があることから、請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第245号及び246号訴えの提起については、理事者から、相手方に対して、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付金の償還金の支払いを請求したが、償還に応じようとしないため、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が相手方に支払督促を行ったところ、これに対して相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立時に訴えの提起があったとみなされたことから、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。これらに対し、借受人及び連帯借受人である相手方が返還に応じなくなった理由及びこれまでの督促の実施状況などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第248号負担付きの寄附の受納については、理事者から、株式会社安藤忠雄建築研究所から、こども本の森京都（仮称）を整備するために必要な工事一式についての負担付きの寄附を受納しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、開設後の運営に係る本市負担額の見込み及び財源の捻出方法、図書館法上の図書館ではなく文化施設として位置付ける理由、こども本の森の整備及び運営に係る詳細な費用負担が判明していない中で本議案の議決を求める理由、市民活動のスペース確保の方針を地域住民に対して丁寧に説明する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第250号訴えの提起については、理事者から、京都市美術館附属棟レストラン運営事業の運営事業者として選定された株式会社都食堂及び耐震改修等工事等の施工者として選定された株式会社ステッグ・コムに対して、耐震改修等工事に当たって建物内及び敷地内に設置した足場等を残置し、その後行われる予定であったレストラン内外装工事の事実が消滅して以降も放置していることにつき、足場等の撤去並びに建物及び土地の明渡しを求める訴えを提起するものであるとの説明がありました。これに対し、事業が当初予定から大幅に遅れた理由及び相手方に対して逸失利益を請求する考え、足場が残置されているなどの現状を一刻も早く解消する必要性、レストラン運営の計画を改め市民の声を聴き新たな展示スペースとしての活用を検討すべきとの考えなどについて質疑や御意見がありました。

続きまして、令和8年度分の議案について申し上げます。まず、議第23号から25号市民参加推進条例の一部改正、ほか2件、以上3件については、理事者から、市長の附属機関として、京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会を設置するとともに、同審議会の設置に当たり、現在、地域コミュニティの活性化、市民参加の推進に係る事務をそれぞれ担任している京都市地域コミュニティ活性化推進審議会、京都市市民参加推進フォーラムを廃止しようとするものなどであるとの説明がありました。これらに対し、審議会統合に対する審議会委員の意見の状況、審議会統合後も市民参加の取組が後退しないよう取り組む必要性、行政が設定した課題に市民が協力するだけでなく市民から発意された課題に向き合い共に取り組む考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、議第31号子ども・子育て支援法施行条例の一部改正については、理事者から、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるとともに、規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、こども誰でも通園制度の本市独自の基準と通常保育との差異及び利用時間の上乗せの実施に係る根拠規定などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第38号市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、理事者から、本市の他の常勤職員の例に準じ、初任給調整手当の名称を第一種初任給調整手当に改めようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第49号特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、理事者から、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条及び第3条第1項の規定に基づき、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の発行・更新等に係る事務を取り扱わせる郵便局の名称、取扱事務及び期間について指定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、郵便局の負担軽減に向けて本市独自の財政支援を検討する必要性、郵便局の選定基準及び今後の事務に係る経費の財源の内訳、デジタル地域ポイントや市民優先価格の実施を見据え、郵便局においてマイナンバーカードそのものの交付申請事務も取り扱えるよう検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第31号及び49号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第31号及び49号については多数をもって、残余の議案9件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（下村あきら）** これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。片桐直哉議員。

〔片桐直哉議員登壇（拍手）〕

**片桐直哉議員** ただ今議題となっております議第248号負担付きの寄附の受納について、維新・京都・国民議員団として賛成の立場を表明しております。受納に当たり幾つか課題を指摘し、会派を代表して討論いたします。

こども本の森については、本を介した親子の時間を生み出す場所として一定の価値があると感じています。実際に期待を寄せる子育て世代の市民の声も頂いています。一方で、建設費が寄附で賄われるとしても、公共施設である以上、その後の運営や役割をどのように考えるのかという点は極めて重要であり、質疑でも確認をいたしました。開館後の運営には、人件費、施設管理費、蔵書の更新費など、継続的な財政負担が発生いたします。財政がなお厳しい状況の中で、新たな公共施設を運営していく以上、そのランニングコストの規模や財源の考え方については、市民にも説明できる形で明確にしておく必要がありますが、今回の審議においては、具体的とはいえない曖昧な金額の提示にとどまりました。寄附であっても、十分な検討を経ずに受け入れてよいものではありません。後年度にわたる財政負担を明確にし、議会として責任ある判断ができる状態を整え、寄附の受納を判断することこそが本来あるべき姿であります。その意味において、今回の情報提示は不十分であったと、この点は厳しく指摘しておきます。あわせて、今後より詳細な情報を速やかに明らかにしていくことを強く求めておきます。

また、親が子供に読み聞かせをする時間、子供が寝転んで本を読む時間、友達同士で本を囲んで語り合う時間、そうした体験が生まれる空間であってこそ、本の魅力がより引き出されるものと考えます。単に本を並べるだけでなく、親子がゆっくりと座り本を楽しむ時間を過ごせる場所をしっかりと整備していただきたいと考えています。整備に当たっては、今後市民意見を集めるとのことでありました。実際の利用者となる市民意見が、空間設計についても十分に反映されるようにしていくべきであります。子供と本の出会いを生み出す魅力的な施設となり、長く市民に愛される場所としていくために丁寧に進めていくことが必要であることを申し上げ、討論といたします。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第31及び議第49号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案9件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（下村あきら） 日程第7、議第33号ないし議第35号、議第229号、議第237号、議第239号ないし議第241号、議第243号及び議第249号京都市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例の制定について、ほか9件、以上10件を一括議題といたします。

まちづくり委員長の報告を求めます。まちづくり委員長、西山信昌議員。

〔西山まちづくり委員長登壇（拍手）〕

まちづくり委員長（西山信昌） 本委員会に付託されました議第33号京都市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例の制定について、ほか9件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月26日の本会議において付託を受け、3月17日に議第237号、243号及び249号の3件については都市計画局に対し、議第33号から35号、229号及び239号から241号の7件については建設局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

初めに、令和7年度分の議案について申し上げます。まず、議第229号緑化・公園管理基金条例の一部改正については、理事者から、緑化事業の推進及び都市公園の管理に必要な財源に充てるため受納した寄附を篤志緑化・公園管理基金に積み立てようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第237号錦林市営住宅新K2棟及び新K3棟（仮称）新築工事請負契約の変更については、理事者から、賃金及び材料の価格等の変動に伴い現行の請負金額が不相当となったため、請負人からの請求により、契約書の規定に基づき請負金額を増額する必要性が生じたことから、請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第239号市道路線の認定については、理事者から、都市計画法による開発行為に伴い建設された合計4路線を認定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、開発道路を市が将来的に維持管理可能なグレードの道路としてもらうとともに、都市計画局と連携し、できる限り私道を生み出さない取組を着実に進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第240号損害賠償の額の決定については、理事者から、街路樹管理のかしに起因する事故に係る損害について、本市が賠償することで合意し示談するため、損害賠償の額を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、街路樹の根の伸長方向の制御に向けた今後の対応方針、同様の事案を未然に防止するための根本的な対応策を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第241号損害賠償の額の決定については、理事者から、道路の管理のかしに起因する事故に係る損害について本市が賠償することで合意し、示談するため損害賠償の額を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、現場での正確な判断に基づく対応により同様の事故が発生しない状況を作る必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第243号訴えの提起については、理事者から、三条市営住宅第3棟409号を不法に占有している相手方に対し当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方がこれに応じようとしないため、当該市営住宅の明渡し及び不法占有に係る損害賠償金の支払いを求める訴えを提起しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第249号養正市営住宅13棟解体撤去工事請負契約の締結については、理事者から、養正市営住宅13棟解体撤去工事を行うため、請負契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、今後工事予定の新棟は住民の要望を踏まえた設計にすべきとの指摘、重要な公的役割を持つ市立浴場を存続させる必要性などについて質疑や御意見がありました。

続きまして、令和8年度分の議案について申し上げます。まず、議第33号特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関する条例の制定については、理事者から、令和7年6月20日付け国土交通省告示第472号により、芥川が特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項に規定する特定都市河川に指定され、また、同河川に係る同条第3項に規定する特定都市河川流域が指定された。令和8年4月1日付けでこれらの指定が施行されるに当たり、同法第38条第3項及び第45条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設及び保全調整池に係る標識に関し、必要な事項を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、下流の地域における今後の開発等の可能性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第34号梅小路公園条例の一部改正については、理事者から、現在の指定期間が令和8年度末で満了となることから、次期指定管理者の選定に向けて、梅小路公園の更なる魅力の向上及び指定管理者の自主的な経営努力の促進を図る等の必要があるため、必要な措置を講じようとするものであるとの説明がありました。これに対し、大手企業が支払う公園使用料は引き上げない一方で、市民が支払う公園内施設の利用料金の上限額だけを値上げすることへの疑問などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第35号宝が池公園子どもの楽園条例の一部改正については、理事者から、現在の指定期間が令和8年度末で満了となることから、次期指定管理者の選定に向けて、宝が池公園子どもの楽園の更なる魅力の向上及び指定管理者の自主的な経営努力の促進を図る等の必要があるため、必要な措置を講じようとするものであるとの説明がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党及び無所属2名の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第34号、35号、237号及び249号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第34号、35号、237号及び249号については多数をもって、残余の議案6件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（下村あきら） これより表決を採ります。まず、議第34及び議第35号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第237号及び議第249号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案6件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第8、議第57号包括外部監査契約の締結についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第9、これより**常任委員の選任**を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から、ただ今お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたします。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第10、これより**市会運営委員の選任**を行います。

市会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から、ただ今お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたします。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第11、**市会議第41号配置基準をはじめ保育士等の更なる処遇改善と保育人材確保に向けた意見書の提出について**を議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第12、**市会議第42号原油価格高騰の対策強化を求める意見書の提出について**を議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第13、**市会議第43号イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域における紛争の平和的解決を求める意見書の提出について**を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。山本陽子議員。

〔山本陽子議員登壇（拍手）〕

山本陽子議員 日本共産党京都市議団は、イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域における紛争の平和的解決を求める意見書案に賛成する態度を表明していますので、議員団を代表し、理由を述べ討論します。

1月のベネズエラ侵略以降、トランプ米大統領の無法が止まりません。2月28日に開始された米国・イスラエルによるイランへの先制攻撃から、2万箇所以上の民間施設、民間人を含む3,000人以上が死亡していると伝えられています。トランプ米大統領が当初主張していたイランの核開発については、差し迫った脅威はなかったことを国際原子力機関、IAEAが表明しています。核開発問題の協議の最中に、米国が一方的に協議を打ち切り武力攻撃を行ったことは一片の道理もなく、外交交渉の否定であり、厳しく批判されるべきです。明白な国連憲章、国際法違反の無法な戦争であり、直ちに攻撃の中止を求めるべきです。

さらに、この軍事行動はホルムズ海峡の封鎖危機を招き、国内のガソリン価格高騰など市民生活にも深刻な影響を及ぼしています。事態の長期化は、世界経済と平和への致命的な打撃となります。この深刻な事態を打開するためには、先に攻撃を行った米国とイスラエルが攻撃を中止することが必要です。日本政府はトランプ米大統領に対し、無法な戦争をやめよと求めるべきです。

ところが、世界が注視する中で行われた日米首脳会談で、高市首相は、世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけだと思っており、諸外国に働き掛けてしっかりと応援したい、私はそれを伝えに来たと述

べました。国会で何度追及されても法的評価は控えると逃げ回りながら、事実上、日米首脳会談でイラン攻撃を支持する態度を表明したことは、恥ずべき最悪の従属外交と言わなければなりません。

一方、トランプ米大統領がイラン情勢との関連で、日本を含む同盟国に中東・ホルムズ海峡への艦船派兵を要求していたことを巡り、日本政府は憲法9条の制約を伝えたことを明らかにしました。憲法9条の生命力と権力を縛る憲法の規範力は、日本国民の平和を守る最大の武器であると再認識されました。NATO諸国のドイツ、フランス、イタリア、スペインなどは艦船派遣に参加しないことを表明し、朝日新聞の調査では、日本国民の82パーセントが、CNNの調査では米国民の59パーセントが反対するなど、各国国民レベルではイラン攻撃への批判は多数になっています。トランプ米大統領は、世界の中で孤立を深めていることをしっかりと認識すべきです。日本は、自衛隊派兵を含めいかなる形でも無法な戦争への協力をすべきではありません。

我が京都市は、平和都市宣言や世界文化自由都市宣言を掲げるとともに、京都基本構想において人類社会の恒久の平和と共栄を実現していくことを表明しています。また京都市会も、非核・平和都市宣言を発してきました。そうであるなら、日本国憲法前文の国際協調主義及び憲法9条の平和主義、そして法の支配に基づく国際秩序を重視する立場から、米国・イスラエルに対し、国連憲章及び国際法に明白に違反する全ての軍事行動を即時停止するよう求め、関係各国が外交の場に復帰し交渉による平和的解決のために尽力することを求めるこの意見書に御賛同をいただきますよう、同僚議員の皆様と呼び掛けて討論といたします。ありがとうございます。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら） 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第14、市会議第44号医療用医薬品の患者負担の増大と高額療養費の負担上限額引上げの撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（下村あきら）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。くらた共子議員。

〔くらた共子議員登壇（拍手）〕

**くらた共子議員** 日本共産党議員団は、医療用医薬品の患者負担の増大と高額療養費の負担上限額引上げの撤回を求める意見書案を提案しております。私は議員団を代表し、賛成討論を行います。

政府は、将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、現役世代を中心に保険料の上昇を抑制しながら、全世代を通じて医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上させる観点から給付と負担の見直しを行うとしています。しかし、これは、現役世代の社会保険料に対する負担感の軽減を口実に、今現在医療を受けている患者に治療の断念を迫る重大な問題があり、医療の使命に逆行します。

この間、政府はOTC類似薬の保険適用除外を行うとしましたが、日本医師会はじめ全国の患者会、国民の反対の声で一端見合わせざるを得なくなりました。ところが、政府はまた、これに代わる制度改正として、OTC医薬品が対応する症状について、適応がある処方せん医薬品以外の医療用医薬品のうち77の成分、約1,100品目程度を対象として、新たに薬剤費の4分の1を特別料金として患者に負担を求める仕組みを設けるとしています。これが導入されますと、薬剤料のみでも、例えば解熱鎮痛薬なら5日分で窓口負担が3割の場合、現在45円が72円に、便秘薬30日分では360円が570円に、抗アレルギー薬30日分では540円が855円へと負担が増えることになります。政府はこの制度改定の理由を、医療保険で医師から処方を受ける場合と保険を使わずOTC医薬品で対応する場合の公平性などとしています。全く理屈になっていません。病気の早期発見、早期治療こそ医療の大原則であり、国民の医療へのアクセスを保障すべき国が自己責任論で国民の命を守る責任を放棄することは断じて認められません。2027年3月実施としている患者負担増の見直しはやめるべきです。

さらに、重大なのが高額療養費の負担上限額の引上げです。これについても、昨年、がん患者や医療関係

者など国民の厳しい批判を受け凍結せざるを得なかった大改悪を、今年の8月と来年8月の2段階で上限額を引き上げるといふもので、とんでもありません。試算すると、年収約650万円から770万円の方の場合、一月の負担上限額は約1.4倍に増えることになり、年間の負担上限額を設けるなどの一定の対策は採るとはしてゐるものの、高額療養費制度の利用者の少なくとも7割の方の負担が増大することになります。

我が党の辰巳議員は衆院予算委員会で、乳がんの治療を受けながら子育てしている40代の女性が、子供とまだ生きたい、子供の成長を見届けたいという一心で治療と仕事を何とか両立しているが、この願いと努力を打ち砕き、命の選択が迫られる改悪だと痛切に訴えることを紹介しました。そのうえで、高額療養費の負担増による給付費の削減は年2,450億円、その4割超の1,070億円は受診控えによるものである一方、高額療養費の患者負担増による保険料の軽減は一人当たり月約120円、OTC類似薬の患者負担増による保険料軽減は約30円、合わせても月約150円であることから、正にペットボトル1本分ほどの現役世代の保険料軽減と患者の命を引き換えにする大改悪であると指摘し、厳しく追及をしています。

物価が高騰し、中東情勢と併せ国民生活への影響をこそ推し量る必要がある下で、国民の命を危うくする政策は撤回すべきであります。今、政府が果たすべきは、我が国の最高法規である憲法を遵守することです。軍事費予算を9兆円に引き上げ、一方で医療費の自然増分を抑え込み、更に切り下げる政策は、憲法が定める平和の原則と命の平等に反します。

以上の理由から、医療用医薬品の患者負担の増大と高額療養費の負担上限額引上げの撤回を求める意見書案への各議員の賛同を求めまして、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（下村あきら）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（下村あきら）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第15、市会議第45号衆議院定数に関し真摯な議論を重ねることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら） 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。久保田正紀議員。

〔久保田正紀議員登壇（拍手）〕

久保田正紀議員 維新・京都・国民市会議員団は、衆議院定数に関し真摯な議論を重ねることを求める意見書について反対の立場を表明しておりますので、会派を代表し、その理由を述べ討論をいたします。

本意見書については、衆議院の定数という衆議院議員の身分そのものに関するものであります。議員の身分については、正に民意を受けて当選された議員自らが議論をし決すべき事項であると考えますので、そもそも民意を受けた同じ立場の市議会からの意見書としてなじまないと考え、議案の提案自体に反対の立場であります。

一方で、仮に第一会派、第二会派が態度保留とこの場を退席した場合には議会在場者が流会するという、そのような看過できない事態を招くわけにはいきません。京都市会の第二会派である我々としては、民意を受け一定多数を持つ責任を持った立場として、公の場所で意見書としてなじまないという問題点を明確に指摘したうえで反対いたします。

なお、失われた30年と言われますが、これは、様々な政策課題に対して議論を重ねるといった、期限も決めずに決断を先送りし、年月が過ぎ去っていった30年ではなかったでしょうか。正にそういった国難とも言える政治状況への不満が、民意として今回の衆議院選挙の結果で示されたのではないのでしょうか。期限を決めて議論を尽くし、最後は民意を受けて選ばれた議員が多数をもって決する。この衆議院定数についても、衆議院で熟議のうえ、責任を持って決することを期待しつつ反対討論といたします。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

議長（下村あきら） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議長（下村あきら）日程第16、市会議第46号イランを巡る軍事行動の即時停止と平和的解決を求める決議についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議長（下村あきら）この場合、議長からお諮りいたします。市会運営委員会が所管する事項、各常任委員会が所管する関係局の事務の調査及びただ今お手元に配付してあります文書のとおり、本日、委員会に付託又は回付いたしました請願1件及び陳情100件の審査は、いずれも閉会後も継続して行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認め、さよう決します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議長（下村あきら）本日はこれをもって散会いたします。

〔午後2時10分散会、そのまま自然閉会〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議 長	下 村 あきら
署名議員	しまもと 京司
同	青 野 仁 志